

議第101号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

相 手 方	
事 件 の 種 類	市営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方 は、京都市下京区川端町 6 番地崇仁市営住宅 の入居者であるが、167箇月分の家賃を滞納するとともに、 正当な理由がないにもかかわらず、当該市営住宅に居住してい ない。また、相手方 及び は、権原がないにもか かわらず、当該市営住宅を不法に占有している。</p> <p>このため、本市は、相手方 及び に対し、当該 市営住宅の明渡しを請求したが、相手方両名は、これに応じよ うとしない。</p> <p>そこで、相手方 に対し、入居の承認を取り消したうえで、 滞納家賃の支払を求めるとともに、相手方 を含めた相手方 3 名に対し、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金 の支払を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。